

1991（平成3）年当時静岡県内自治体の議会傍聴規則等に、精神障害者の入場や利用を制限する条例、規則が存在し、その改正を求め取り組み改正が進んだ。ところが、31年後の2022（令和4）年6月秋田魁新報の報道で、秋田県内自治体に制限条項が未だ存在していたことを知ったことから全国調査を行った。その結果、多くの自治体に精神障害者の差別条項が長年放置されていたことが判明し、2022（令和4）年11月以降、関係省庁及び自治体等に改正に向けた要請を行った。国連の障害者権利条約が批准され、障害者差別解消法が施行されている状況下で、なぜ今、精神障害者の制限条項が放置され続けているのか考察した。

気付かれもせず、指摘もされず 放置され続けている精神障害者制限条項

—— 障害者差別解消法がありながら、未だに続く精神障害者差別 ——

静岡県／寺澤 暢紘／心の旅の会市民精神医療研究所（静岡県職退職者の会）

1. はじめに

1991（平成3）年11月、静岡県内自治体の議会傍聴規則等の精神障害者の入場・利用制限条項について調査を行った。当時の74自治体の内70自治体で議会、博物館、プール等々に123件の入場・利用制限条項があった。調査結果に基づき関係市町村長及び、県市町村課あて改正申入れを行い、公表したことにより県議会でも取り上げられ、県は各自治体あて改正に向け通知を出し、以降順次改正されていった。

自治体議会の傍聴や体育館、プール、保育所等々の入場・利用を精神障害者にさせないという制限条項は、議会では「精神に異常があると認められる者」、体育館では「伝染性の病気の者又は精神異常者」、保育園では「精神病又は悪癖を有する者」等と、「精神障害者は何をするか分からない危険な者」とする、精神障害者差別に基づくものである。

ところが、2022（令和4）年6月3日付の秋田魁新報の「障害者の議会傍聴認めない差別的条文 大仙市が修正へ」との記事を知り、国連の障害者権利条約が批准され、障害者差別解消法が施行されている今、制限条項が存在していることに一瞬目を疑った。大仙市の状況を知り、2022年6月から全国の自治体の精神障害者の制限条項についてWeb検索（都道府県市区町村の公式メディア例規集 https://uub.jp/opm/ml_reikishu.html）を行った。

2. 35年前の静岡県と4年前の大仙市の状況

1991年の静岡県での調査から31年後の2022年7月31日時点での調査で460件の制限条項が、348自治体及び、58の広域行政機関の参加自治体数324自治体を加え合計672自治体に存在し、全自治体（1718）の39.3%（重複自治体あり）に上った。その後2024（令和6）年1月31日時点の第1次追加調査で140件が追加され合計600件となった。

2022年11月以降、障害者差別解消法を策定した内閣府はじめ、議会及び教育委員会傍聴規則、保育所条例等関係省庁である総務省及び文部科学省並びにこども家庭庁あて、自治体における制限条項の実態について資料提供を行い、制限条項の存在は障害者差別解消法違反であるとして改正を求める要請を行った。同時に多数の件数を抱えた都道府県や市町村及び広域事務組合、さらには障害者差別解消法に基づく自治体別障害者差別解消支援地域協議会等に対して改正を求める要請を行った。

その後、後述する庁舎管理規則を改めて調査した、2026年4月1日時点の第2次追加調査で15件が判明し総数で615件となった（表1）。2026年4月30日時点で493件（改正率80.2%）の改正が行われたが、122件が未改正のまま放置されている（表2）。内訳は庁舎管理規則45件、教育委員会傍聴規則23件、保育所条

例等21件、議会傍聴規則12件、公民館・コミュニティ、体育・プール各6件、公平委員会傍聴規則5件、農業、福祉、研修・資料、公園各1件となっている。

3. 第1次追加調査で保育所や公園等に140件の存在を確認

2022年7月1日時点で15件以上存在していた北海道及び福島県他6県と、九州各県等の報道機関あてに情報提供を行い、各地で報道があった。その中で那覇市の公園条例に「他人に不快の感情を与えるような奇異または不潔の様相をした者の使用を認めない」との条項がある。」との記事（2023年9月22日付沖縄タイムス）があった。制限条項ではないが、「不快」、「奇異」、「不潔」という表現によって、「健全な市民」のため公園から「不審者」を締め出すという趣旨であると思われ、「精神障害者は何をするか分からない」との差別意識と重なる趣旨であると考えた。

このことから、2024年1月31日時点での公園など市民の交流施設を中心とした、第1次追加調査に取り組んだ。その中で保育所の「入所の制限」、「利用の解除」等の規定に制限条項の存在が判明し、全自治体の保育所関係の調査を行った。ここでは議会、市民会館、研修センター、プール等で52件が、保育所関係では88件が確認され合計140件が存在していた。保育対象児について明らかになった制限条項は、保育所や認定こども園の入所・入園制限、保育の実施基準、入所制限及び退所措置等の規定の中に残っていた。具体的には、入園の制限等で「精神病又は悪癖を有するもの」との表現が大半で、その他「精神に障害のあるとき」、「心身の障害」、「精神又は身体が虚弱で保育が困難と認めるとき」、「精神的欠陥を有する場合」との表現もあり、また、退所等の規定として「身体又は精神が著しく虚弱等の理由により、他の児童とともに保育することが困難であると認められるとき」、入園の不承諾として「精神的欠陥を有する場合」、「心身障害を有する場合」、「心身に異常があつて他の入所者に影響がある場合」等の表現があり、「子どもが現在を最も良く生き、望ましい未来をつくり出す力の基礎を培う」とする、保育所保育指針からもこのような記述はあり得ず、信じ難い表現があった。

4. 第2次追加調査では「精神錯乱」について検証

庁舎管理規則における制限条項は退去命令等として「精神錯乱」の表記がある規則を有する自治体が多数あり、改正要請に対する回答では「精神錯乱即ち精神障害の認識はない(岡山県奈義町2024(令和6年)8月13日付)」、「精神障害者の利用制限を意図したものではないが、誤った認識を与える可能性も否認しないことから、所要の見直しを行い、『精神障害者』の文言を削除するなどの改正を行いました。(神奈川県警2024年6月21日付)」とあった。

2022年9月開催の国連の障害者権利条約権利委員会における日本政府への勧告では、「心神喪失」と並び、「精神錯乱」について「「mentally incompetent (心神喪失)」、「mental derangement (精神錯乱)」、「insanity (心神喪失)」等の侮蔑的な用語及び「physical or mental disorder (心身の故障)」に基づく欠格条項等の差別的な法規制。」と、懸念が表明され、「国及び地方自治体の法令において、「physical or mental disorder (心身の故障)」に基づく欠格条項等の侮蔑的文言及び法規制を廃止すること。」とされた。

以上のことから、庁舎管理規則について2026年4月1日時点の第2次追加調査を行った。その結果11件が存在し、加えて庁舎管理規則未改正の滋賀県竜王町では学童保育所、保健センター、防災センターにも存在し、奈良県広陵町ではリレーセンター（ごみ中継施設）と庁舎管理規則で確認され、合計15件の追加となった。奈良県広陵町リレーセンターの管理規則は障害者差別解消法施行から8年後の2022年3月19日施行である。

「精神錯乱」の文字が管理規則から削除されない理由としては、警察官職務執行法第3条における「保護」の規定の「精神錯乱又は泥酔」との表記が障壁と思われ、前記国連の勧告を踏まえた取り組みが求められている。

5. 改正を求め、制限条項が長年放置されていた理由を質す

前記の通り内閣府及び総務省に対して要請を行い、文部科学省に対しても教育委員会の会議規則等の制限条項の改正を求めて要請書を送付した。その結果、文部科学省が信濃毎日新聞の報道(2022年11月23日付)もあり「教育委員会会議等の公開に関する規定について(通知)」(2023年1月12日付)により、「障害者差別解消法第7条第1項に規定され、共生社会の実現に向け取り組みを進めていくうえで不適切である。」とし、また、総務省が「多様な人材が参画し住民に開かれた地方議会の実現に向けた各議会における取組について」(2023年9月15日付)により、障害者差別解消法第7条第1項に違反するとして、改正に向けそれぞれ都道府県あてに通知している。なお、子ども家庭庁(保育政策課)あて、このような状況の認識を問い質し、2024年3月5日付で改正に向けた要請書を提出した。担当窓口では制限条項の存在を不承知であったが、2024年12月5日付で、都道府県等保育主管部(局)あて「保育所等における障害のあるこどもの受入れについて」とする通知が送られている。

また、障害者差別解消法の趣旨を踏まえ、2022年8月以降当該自治体、広域行政機関、県警、さらには道県単位の「障害者差別解消支援地域協議会」あて、制限条項撤廃を求める要請書を送付した。その他、環境省、厚労省、経済産業省、農水省、全国都道府県議長会、全国保育協議会あてにも要請書を送った。要請項目は、1 精神障害者の制限条項が長年放置され存続していた理由、2 精神障害者の差別偏見を取り除く対応策、3 精神障害者の制限条項の存在についての公表の三項目について回答を求めた。

回答は道府県から40通、市町村から17通、障害者差別解消支援地域協議会等から9通、広域行政機関から3通、県警から1通と総務省、文科省、子ども家庭庁から各1通の合計73通であった。要請項目の中の、長年放置されていた理由について、以下のような特徴的な回答があった。

(1) 把握していない等の県の見解から

- ① 制限条項が存続していた理由は、各制定主体それぞれの事情があるものと考えております。(宮城県)
- ② 規則等はそれぞれの団体等において定めているものです。そのため、ご指摘の条項が存続していた理由を県で把握しているものではなく(後略)。(兵庫県)
- ③ 利用制限をする規定があることを承知しており、各市町村に対し・・・適切に対応するようにお願いしているところです。(福島県)

(2) 確認、把握できず

- ① 確認、見直し漏れがあったものと考えられます。(秋田県内自治体)
- ② 制限条項が残っていることを把握できていなかった。(奈良県内自治体)
- ③ 法律施行に対する理解、及び担当課間での連携不足による。(福島県塙町)
- ④ 規則の内容を詳しく把握できていなかった。(石川県穴水町教育員会)
- ⑤ 制定当時のまま改正してこなかった。(茨城県内自治体)

(3) 傍聴希望者等なく見直し機会なし

- ① 傍聴を希望された方がおらず、規則改正の実質的な必要性を認識できなかった。
(新潟県上越地域消防事務組合)
- ② 議会(企業団)を傍聴する方がおらず、傍聴規則を精査する機会がなかったため。
(新潟東港地域水道用水供給企業団)
- ③ 精神病そのものを理由とした退所の実績がなく、制限条項確認のために条例に触れる機会に乏しかった。(大分県佐伯市)
- ④ 会議を公開する判断となることは皆無であり、・・・見直す契機がありませんでした。
(鳥取県倉吉市)
- ⑤ 問題となる案件もなく、職員の問題意識も低かった。標記があることも気が付かず、通知の見落としと点検漏れもあり放置してしまった。(島根県内自治体)

(4) 理解、認識不十分

- ① 障害に対する理解が十分でなく、配慮が欠如しておりました。(新潟県粟浦島村)
- ② 「精神錯乱」という表記につきまして、認識・配慮が足りずそのままとなっております。(佐賀県鳥栖市)

(5) その他

- ① 合併時に条項の点検が不十分であった。決して、意図的に精神障害者の制限条項を存置したものではありません。(徳島県つるぎ町)
- ② 残っていた理由については、確認しましたが、わかりませんでした。(三重県)

6. 気付かれもせず、指摘もされず、放置され続けていた制限条項

道府県からの回答では要請趣旨を受け止め、関係自治体への調査や改正に向けた依頼が行われ、当該自治体からも直ちに改正(予定)との回答が大半であった。また、「気が付かず」、「指摘もなかった」とする回答での、規則を運用する必要性や機会がなく、放置状態が続いていたということは、制限条項そのものの制定に意味がなかったと言える。そして、「障害に対する理解が十分でなく」、「意図的に存置したものではない」との回答は、差別に対する認識の乏しさの表れであると考えられる。

改正要請に応え総務省、文部科学省、こども家庭庁から都道府県関係部局あて改正を求める通知が送られ、改正作業は一定程度進んだものと思われるが、当局責任での検証は行われていない。このことは精神障害者差別の放置であり、行政の人権の認識の欠如であると言わざるを得ない。

なお、保育所規定を改正し、「精神病」との記述を「心身の異常」に改正した自治体に、問い合わせしたところ行政担当者から、「保育所長に問い合わせしてほしい」との回答があり、保育所長に電話を入れた。保育所長から「他部署からの異動間もないので、改めてメールで問い合わせしてほしい」との依頼があった。メールで「改正前の『子どもが伝染性疾患を有し、又は身体虚弱、心身の異常、その他の理由により、保育所で保育するに不適当と認めたとき。』との規定は、『精神病等により、保育所で保育するに不適当と認めたとき』との表記の「精神病等」を、「心身に異常」と改正したものではないか」との質問を送った。それについて、「令和6年6月に県からの通知により、文言を『精神病等』を『心身の異常、その他の理由』に当時改正した」、「今後、県や他自治体等の条文などを参考に文言の改正について検討する」との回答があった。

また、北海道内の広域行政組合の公平委員会傍聴規則の制限条項の改正状況が、Web上では検索できず問い合わせを行ったところ、「(広域事務組合)構成自治体から派遣された職員で業務をこなしているので、詳細が分からない。経過確認の上回答する」とのことで、数日後に回答があった。回答は「北海道からの通知を受け、令和5年4月1日付で改正済である。」とのことであった。

以上のように、道県からの通知を受け取ったものの、障害者差別の認識の差があるなど、差別解消の趣旨が受け止めきれていない印象を持った。

7. 削除したことで一件落着ではない

庁舎管理規則の改正要請に、「『精神錯乱』という表記につきまして、認識・配慮が足りず」との回答があった一方で、「精神錯乱又は泥酔等」との表記について、「『精神錯乱』即ち精神障害者という認識はありません。」として「精神錯乱」を削除したとの回答があった。その他「粗暴な行動もしくは、精神錯乱又はでい酔等」との表記を「精神」を削除し改正したとの回答があった。何れも表現を代えることで問題解決を図ろうとするもので、差別を認識しようとししない姿勢と言わざるを得ない。

そして、「精神障害者、でい酔者等で事務を妨害し、又は一般来庁者等に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者」との表記について、前記神奈川県警回答(2024年6月21日付)では、「誤った認識を与える可能性も否めない」とあるが、およそ差別を認識しようとししない姿勢であり、理解に苦しむ。庁舎管理規則の趣旨である、「庁舎の管理や保全、取締り等、秩序の維持」についての表現で十分で、

「精神錯乱」や「精神障害者」と表記する必然性は全くない。

8. 122件の放置が続く(2026年4月1日現在)

(1) 県と市町村は、適切な役割分担と相互連携を

都府県の対応は改正要請の趣旨を理解し、制限条項存在の自治体への確認と同時に各自治体への差別解消法の趣旨に沿った通知が行われ、個々の自治体の改正状況や改正予定について回答があった。

なお、東京都福祉保健局障害者施策推進部(当時)あて要請を行ったが、回答がなく再三にわたり電話での回答要請を行ったが、文書回答はなく「各自治体へ要請を」との姿勢に終始した。その結果、制限条項未改正件数は15件となっている。また、滋賀県は「本県は障害者差別のない共生社会づくり条例を制定しており、障害のある人もない人も、お互いその人らしさを認め合いながら共に生きる社会の実現を目指してまいります。」(2024年8月7日付)と回答があったが、庁舎管理規則が11件、他に4件の合計15件が放置されたままで、東京都と並んで最多件数である。さらに福島県は「県内一部の市町村については、精神障害を理由とする議会等の傍聴や施設の利用制限の規定があることを承知しながら、各市町村に『障がいのある人もない人も共に暮らしやすい福島づくり条例』に基づき、適切に対応するようお願いをしているところです。」という回答(2023年1月13日)がありながら、未だ10件が放置されたままである。(表3)

以上のような回答は、障害者差別解消法の第3条の国及び地方公共団体の責務として掲げられている、「適切な役割分担を行うとともに、相互に連携を図りながら協力しなければならない。」との規定を踏まえたものではなく、住民一人ひとりの人権に関わる問題として真摯な対応を望むものである。

(2) 小規模町村の実態から

障害者差別解消法に基づく「障害者差別解消支援地域協議会」の設置は、内閣府の調査(2024年8月)では町村で56%で、そのうちの46%が複数町村設置となっている。また、大半が障害者総合支援法や障害者基本法に基づいた機関に位置付けたものとなっている。このような状況は小規模町村を多く抱える北海道や沖縄県では圏域設定を行い、圏域連絡会を開催するなどの取り組みが行われている。

ところが、小規模町村では自立支援協議会の設置がない、或いは保健福祉計画は策定されているが、精神障害者が含まれていない、さらには、自治体の「基本構想や基本計画」の中で、「高齢者・障害者福祉」を取り上げている状況が散見される。

そのような背景を抱えているであろう、未改正122件のうち62町村と9広域行政組合が全体の65.3%を占めている。この中の人口1万人以下の町村は42町村で、残り20町村は1万人から4万人未満となっている。このような小規模町村では過疎化、人口減少、地域社会の振興など住民生活に直結した施策が喫緊の課題であることは理解できる。とは言え、住民一人ひとりの人権や尊厳が疎かにされて良いという理由はなく、1952(昭和27)年公布の規則が74年間放置されたままである事実は、遅すぎた喫緊の課題として制限条項の存在の検証が進められるべきである。

9. 制限条項の撤廃をさらに進めるために

(1) 制限条項を放置してきた説明責任を

要請書に対する回答の中で、障害者差別解消法や各地の「共生社会づくり条例」等の周知や、フォーラムの開催等を通じての啓発活動等の推進等について触れ、制限条項の存在の公表について、改正議案の記者発表、自治体ホームページへの掲載、障害者施策推進審議会議事録の公表等の要請趣旨を理解した回答があった。

反面、「実態として利用制限はかけておらず、不利益を被る対応をしていなかったことから、今回は公表しない考えである。」、「県庁が所管する規則には精神障がい者の制限条項が存在しないため、特段の公表は考えておりません。」、「正したことで公表をしない」との回答があっ

たが、公表要請の趣旨は「長年放置してきた行為を認め、精神障害者差別の存在を明らかにすること」にあった。住民に対して開かれた行政の参加を呼びかけ、気軽に利用できる運営を心掛けている施設に、知られていない差別が存在していた事を広く知ってもらい、改めて差別の問題を考え合う機会になることを願ったものである。

(2) 病気を病気として

精神障害者の制限条項の存在は、障害者差別解消法に基づく「障がいのある人もない人も共に生きる社会づくり」等の行政の姿勢が改めて問われている。総務省等からの通知が出され、途中経過とは言え改正作業は十分とはいえない。追加調査での保育所の制限条項に象徴されるように、精神病に対する根深い差別偏見があり、精神障害者は何をするか分からない危険な存在だと、地域から排除してきた歴史的経過が色濃く反映している。

これは、障害者への合理的配慮の問題であり、地域で暮らす精神障害者の福祉サービスを利用して生きる権利に反し、制限条項の存在は今なお、精神障害者が何をするか分からない危険な者と認識していることに他ならない。合理的配慮は、様々な場面の生活のしづらさ解消のため考慮されるべきもので、精神障害者が抱える病気を病気として、障害を障害と受け止め、関係者だけでなく地域社会として関わろうとする姿勢が合理的配慮そのものである。

(3) 街で暮らす隣人としての認識を

精神障害者の制限条項撤廃の取り組みは、1972年の東京での「精神病院問題を考える市民運動の会」による、公衆浴場における「入場制限」の掲示調査が最初であった。その後、1981年の国際障害者年を契機としたいくつかの都府県や、「欠格条項をなくす会」による制限条項撤廃に向けた取り組み経過がある。しかし、4年前までは問題にもならず、報道をきっかけにした調査活動で、改正要請を行った内閣府を筆頭に制限条項の存在を知っていた、行政関係者がどれほどいたのかと今更ながら思われる。無知や無関心という言葉が当てはまるものである。とはいえ、私自身も35年前に静岡県内に止まらず、全ての自治体に働きかけを行っていれば、今のような状況にはならなかったと、遅きに失した後悔の念を抱いているものである。

精神病は誰もが罹り得る病気であり、その結果として障害を抱えることであるからこそ、病気、障害を抱えながらも地域で暮らすための、障害者差別解消に向けた地域社会づくりと密接につながっている。そのため精神障害者の制限条項を他人事でなく、我が事と捉えることが大切であり、こうした姿勢こそ、街で暮らす隣人である精神障害当事者と共に生きていくため、何よりも求められる「合理的配慮」ではないだろうか。

【表1】 精神障害者制限条項検証経過表(2024年7月～2026年4月)

2022（令和４）年 7月31日	議会			教育委員会		保育所	公平委員会		農業委員会	農業施設	公民館・コ ミュニ	福祉施設	研修・資料	公園	体育・プー ル	観光施設	庁舎管理		その他	計								
	単独	広域組合	財産区	単独	広域組合		単独	広域組合									単独	広域組合										
	82			249			26										69											
	34	38	9	244	5		7	19									15	7			3	5	1	0	2	1	64	5
	17.8			54.1			5.7										15.0											
	7.4	8.3	2.0	53.0	1.1	1.5	4.1	3.3	1.5	0.7	1.1	0.2	0.0	0.4	0.2	13.9	1.1	0.0	100.0									
2024（令和6）年 1月31日 第1次追加調査	5			2		88	2		0	0	15	0	5	3	7	5	7		1	140								
	0	5	0	2	0		0	2									6	1										
	3.6			1.4		62.9	1.4		0.0	0.0	10.7	0.0	3.6	2.1	5.0	3.6	5.0		0.7	100.0								
	0.0	3.6	0.0	1.4	0.0		0.0	1.4									4.3	0.7										
2026（令和8）年 1月31日 第2次追加調査						1					3						11		0	15								
																	11	0										
	0.0			0.0		6.7	0.0		0.0	0.0	20.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	73.3		0.0	100.0								
	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		0.0	0.0									73.3	0.0										
2026(令和8)年 4月30日	12			23		21	5		0	1	6	1	1	1	6	0	45		0	122								
	3	7	2	22	1		2	3									43	2										
	9.8			18.9		17.2	4.1		0.0	0.8	4.9	0.8	0.8	0.8	4.9	0.0	36.9		0.0	100.0								
	2.5	5.7	1.6	18.0	0.8		1.6	2.5									35.2	1.6										

【表2】 精神障害者制限条項現存自治体一覧表(市町村別)

2026年4月30日現在

No	名称	内容	制定年月日	表記
1	北海道島牧村	◎ 議会傍聴人規則	昭和41年12月23日	精神に異常があると認められる者
2	北海道黒松内町教育委員会	◇ 傍聴人規則	昭和30年1月15日	精神に異常があると認められる者
3	北海道歌志内市教育委員会	◇ 傍聴人規則	昭和27年11月1日	精神に異状があると認められる者
4	北海道東川町教育委員会	◇ 傍聴人規則	昭和31年10月16日	精神に異状があると認められる者
5	北海道知内町教育委員会	◇ 傍聴人規則	昭和31年10月1日	精神に異常があると認められる者
6	北海道留萌地域公平委員会	△ 傍聴規則	昭和43年4月5日	精神錯乱者と認められる者
7	北海道音威子府村	● 保育所規則	昭和48年7月2日	精神病又は悪癖を有するもの
8	北海道利尻富士町	● 保育所規則	平成10年3月17日	精神病又は悪へきのある者
9	北海道利尻町	● 町立保育所規則	昭和45年2月4日	精神病又は悪へきのある者
10	北海道紋別市オホーツク交流センター	● 条例施行規則	平成7年3月24日	精神に異常があると認められる者
11	北海道美唄市	■ 庁舎管理規則	昭和41年11月21日	精神錯乱
12	北海道滝川市	■ 庁舎管理規程	昭和43年5月13日	精神錯乱(退去命令)
13	北海道滝川地区広域消防事務組合	■ 庁舎管理規則	平成22年3月26日	精神錯乱
14	青森県下北地域広域行政事務組合	◎ 議会傍聴規則	平成1年3月31日	精神に異状があると認められる者
15	青森県大間町	● 保育所設置条例	昭和48年12月14日	精神病又は悪癖を有する場合
16	青森県蓬田村教育委員会	◇ 傍聴人規則	昭27年11月28日	精神に障害があると認められる者
17	宮城県大和町教育委員会	◇ 傍聴人規則	昭和60年1月18日	精神に異常があると認められる者
18	宮城県丸森町教育委員会	◇ 傍聴人規則	平成1年3月29日	精神に異常があると認められる者
19	宮城県仙南地域広域行政事務組合教育委員会	◇ 会議傍聴規則	昭和46年4月1日	精神に異常があると認められる者
28	宮城県蔵王町B&G海洋センター	* 管理規則	平成3年6月26日	精神に異常があると認められる者
29	宮城県松島町海洋センター	* 管理規則	昭和62年3月20日	精神に異常があると認められる者
20	山形県大江町社会体育施設	* 管理及び使用に関する規則	昭54年3月23日	精神異常
21	山形県西川町立研修集会センター (18施設)	* 条例	昭和53年12月22日	精神異常者等で他の者に危害を及ぼすおそれのあるもの
24	山形県西川町社会体育施設	* 条例施行規則	昭和51年10月10日	精神異常
25	山形県米沢市	■ 庁舎管理規則	昭和41年12月28日	精神錯乱
26	福島県塙町教育委員会	◇ 傍聴人規則	昭和31年10月1日	精神に異常があると認められる者
27	福島県三島町教育委員会	◇ 傍聴人規則	昭和30年7月20日	精神に異常があると認められる者
22	福島県塙町公民館	* 管理運営規則	昭和61年3月27日	精神障害者と認められる者
23	福島県三島町	● 保育所管理運営規則	昭和57年4月1日	精神病等により保育所で保育することが不適当と認めたとき
30	福島県金山町	● 保育所管理運営規則	昭和41年4月1日	精神病等により保育所で保育することが不適当と認めたとき
31	福島県昭和村	● 保育所管理運営規則	昭和42年9月25日	精神病等により保育所で保育するに不適当と認めたとき
32	福島県柳津町	● 保育所管理運営規則	平成10年3月31日	精神病等により、保育所で保育するに不適当と認めたとき
33	福島県南相馬市	■ 庁舎管理規程	平成18年1月1日	精神錯乱(庁舎において禁止する行為)
34	福島県矢吹町	■ 庁舎管理規程	令和5年9月19日	精神錯乱(退去命令等)
35	福島県飯館村	■ 庁舎管理規則	昭和47年1月1日	精神錯乱
36	茨城県下妻市	● 市立保育所設置条例	平成17年12月21日	身体上又は精神上著しい障害がある者
37	栃木県立自然公園	* 条例施行規則/第18条の5 (2) ア	昭33年7月10日	精神の機能の障害によりその生態系維持回復事業を適正かつ確実に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通
38	栃木県野木町教育委員会	◇ 傍聴人規則	昭和32年教育委員会規則第3号	精神に異常があると認められる者
39	栃木県壬生町教育委員会	◇ 傍聴人規則	昭和31年10月1日	精神に障害があると認められる者
40	埼玉県中部環境保全組合	◎ 議会傍聴規則	昭55年2月9日	精神に異常があると認められる者
41	埼玉県入間東部地区衛生組合公平委員会	△ 傍聴人取締規則	平成4年12月16日	精神異常者
42	埼玉県坂戸市	■ 庁舎管理規則	昭44年9月1日	精神錯乱
43	千葉県市原市	■ 庁舎管理規程	昭和41年12月20日	精神錯乱(退去命令等)
44	千葉県警察	■ 庁舎管理に関する訓令	平成21年5月29日	精神障害者
45	千葉県君津市	■ 庁舎管理規則	昭和48年6月15日	精神錯乱
46	東京都御蔵島村	◎ 議会傍聴人取締規則	昭和36年3月7日	精神異常の者
47	東京都神津島村教育委員会	◇ 傍聴人規則	昭和31年10月1日	精神に異状があると認められる者
48	東京都利島村教育委員会	◇ 会議規則	昭和55年12月23日	精神に障害があると認められる者
49	東京都御蔵島村	● 児童福祉施設条例	昭和57年3月24日	精神病又は悪癖を有する場合

50	東京都神津島村	●	児童福祉施設条例	昭和61年3月12日	精神病又は悪癖を有する場合
51	東京都小笠原村	●	保育所条例	昭和53年3月24日	精神病又は悪癖を有する場合
52	東京都三宅村	●	保育所条例	昭和31年4月1日	精神病又は悪癖を有する場合
53	東京都新島村	●	児童福祉施設設置条例	昭和43年3月20日	精神病又は悪癖を有する場合
54	東京都日野市	■	庁舎管理規程	昭和56年12月17日	精神錯乱(退去命令)
55	東京都小笠原村	■	庁舎管理規程	昭和54年3月31日	精神錯乱(庁舎内の使用又は立入の禁止)
56	東京都荒川区	■	庁舎管理規程	昭和47年7月4日	精神錯乱(禁止行為)
57	東京都目黒区	■	庁舎管理規程	平成6年6月目黒区規則第49号	精神錯乱(庁舎内の使用又は立入の禁止)
58	東京都足立区	■	庁内取締規則	昭和42年11月30日	精神錯乱
59	東京都台東区	■	庁内取締規則	昭和41年4月1日	精神錯乱
60	東京都多摩市	■	庁舎管理規則	昭和53年10月2日	精神錯乱
61	新潟県遠賀・中間地域広域行政事務組合公平委員会	△	傍聴人取締規則	昭和54年4月20日	精神に異常があると認められる者
62	富山県滑川市	■	庁舎等管理規則	昭和42年5月1日	精神錯乱
63	富山県氷見市	■	庁舎等管理規則	昭和59年4月28日	精神錯乱(禁止行為)
64	山梨県峡北広域行政事務組合	◎	議会傍聴人規則	昭和57年4月2日	精神に異常があると認められるもの
65	山梨県河口湖南中学校組合	◎	議会の傍聴人の取締りに関する規則	昭和60年4月1日	精神に異常があると認められる者
66	山梨県丹波山村公平委員会	△	傍聴人取締規則	昭和41年8月2日	精神に異常があると認められる者
67	長野県売木村教育委員会	◇	傍聴人規則	昭和31年10月1日	精神に異常があると認められる者
68	長野県下條村教育委員会	◇	傍聴人規則	昭和37年11月17日	精神に異常があると認められる者
69	長野県阿智村教育委員会	◇	傍聴人規則	昭和32年3月16日	精神に異常があると認められる者
70	長野県伊那市	●	保育園条例	平成18年3月31日	精神的欠陥を有する場合
71	長野県中川村	●	保育所管理規則	昭和37年10月27日	知的障害又は精神異常のため通常の保育に耐えない者
72	岐阜県可茂消防事務組合	◎	議会傍聴規則	昭和49年3月1日	精神に異常があると認められる者
73	三重県玉城町農村環境改善センター	*	管理規則	昭和59年7月4日	精神に障害があると認められる者
74	滋賀県竜王町保健センター	*	運営管理規則	昭和60年3月28日	精神錯乱(退去命令)
75	滋賀県竜王町防災センター	*	運営管理規則	平成15年9月5日	精神錯乱(撤去命令)
76	滋賀県竜王町	*	学童保育所の管理および運営に関する規則	平成25年3月8日	精神錯乱
77	滋賀県竜王町	■	庁舎管理規則	昭和48年7月28日	精神錯乱
78	滋賀県湖北地域消防組合	■	庁舎管理規程	平成18年4月1日	精神錯乱(禁止及び退去命令)
79	滋賀県湖南市	■	庁舎管理規則	平成16年10月1日	精神錯乱
80	滋賀県愛荘町	■	庁舎管理規程	平成18年2月13日	精神錯乱(退去命令等)
81	滋賀県栗東市	■	庁舎管理規程	昭和41年9月12日	精神錯乱(退去命令等)
82	滋賀県東近江市	■	庁舎管理規程	平成17年2月11日	精神錯乱(禁止及び退去命令)
83	滋賀県甲良町	■	庁舎管理規程	昭和47年8月1日	精神錯乱(退去命令等)
84	滋賀県豊郷町	■	庁舎管理規程	昭和51年4月1日	精神錯乱(退去命令等)
85	滋賀県守山市	■	庁舎管理規程	昭和46年6月16日	精神錯乱(立入禁止等)
86	滋賀県近江八幡市	■	庁舎管理規則	平成22年3月21日	精神錯乱
87	滋賀県日野町	■	庁舎管理規則	昭和41年11月1日	精神錯乱(退去命令等)
88	滋賀県多賀町	■	庁舎管理規則	昭和54年3月1日	精神錯乱(退去命令等)
89	京都府南山城村公平委員会	△	傍聴人取締規則	昭和41年12月7日	精神に障害があると認められる者
90	兵庫県兵庫県朝来市和田山町東河財産区	◎	議会傍聴人取締規則	昭和32年8月24日	精神異常の者
91	兵庫県兵庫県朝来市和田山町糸井財産区	◎	議会傍聴人取締規則	昭和32年5月7日	精神異常の者
92	兵庫県阪神水道企業団	◎	議会傍聴規則	昭和42年2月27日	精神に異常があると認められる者
93	兵庫県加古川市	■	庁舎管理規則	昭和41年9月13日	精神錯乱
94	奈良県御杖村立村民体育館	*	使用条例施行規則	昭和53年7月2日	精神異常者
95	奈良県広陵町	*	リレーセンター広陵管理規則	令和4年3月17日	精神錯乱
96	奈良県王寺町	■	庁舎管理規程	昭和60年9月25日	精神錯乱(禁止及び退去命令)
97	奈良県平群町	■	庁舎管理規則	昭和51年2月6日	精神錯乱
98	奈良県三宅町	■	庁舎管理規則	平成15年4月1日	精神錯乱
99	奈良県山添村	■	庁舎管理規則	昭和49年9月1日	精神錯乱
100	奈良県広陵町	■	庁舎管理規則	昭和61年9月1日	精神錯乱
101	島根県益田市教育委員会	◇	会議傍聴人規則	昭和27年11月6日	精神に異常があると認められる者
102	島根県安来市	*	市立保育所運営規則	平成16年10月1日	著しく身体又は精神に障害を生じたとき。

103	島根県飯南町	●	保育所設置条例	平成17年1月1日	精神病又は悪癖を有する者
104	島根県隠岐の島町屋内温水プール	●	設置及び管理条例	平成16年10月1日	精神に異常があると認められる者
105	香川県琴平町社会福祉センター	*	設置条例	平成10年9月25日	心身が喪失の状態にある者(利用制限)
106	愛媛県東温市	●	保育所条例	平成16年9月21日	精神疾患を有する者
107	愛媛県八幡浜市	■	庁舎管理規則	平成17年3月28日	精神錯乱(退去命令等)
108	愛媛県松山市	■	庁舎管理規則	昭和43年5月10日	精神錯乱
109	高知県土佐市	■	庁舎管理規則	昭和41年4月1日	精神錯乱
110	高知県津野町教育委員会	◇	傍聴人規則	平成17年2月1日	精神に異常があると認められる者
111	高知県日高村教育委員会	◇	会議傍聴人規則	昭和31年10月30日	精神に異常があると認められる者
112	高知県北川村教育委員会	◇	会議規則	平成10年10月1日	精神に異常があると認められる者
113	福岡県飯塚地区消防組合	◎	議会傍聴規則	昭和45年4月21日	精神錯乱者
114	福岡県芦屋町教育委員会	◇	傍聴人規則	昭和29年8月3日	精神に異常があると認められる者
115	福岡県東峰村	●	保育の実施に関する条例施行規則	平成17年3月28日	児童が感染性疾患及び精神疾患その他悪質な疾患を存する者
116	長崎県佐世保市	■	庁舎管理規則	昭和35年7月2日	精神錯乱
117	宮崎県国富町	■	庁舎管理規則	昭和42年4月1日	精神錯乱
118	鹿児島県大和村中央公民館	*	運営規則	昭和57年2月10日	精神異常と認められる者
119	鹿児島県大和村	■	庁舎管理規程	昭和55年8月20日	精神錯乱(中止命令等)
120	鹿児島県徳之島町	■	庁舎管理規則	昭和47年11月5日	精神錯乱
121	沖縄県渡嘉敷村	◎	議会傍聴人取締規則	昭和47年5月10日	精神に異常があると認められる者
122	沖縄県多良間村教育委員会	◇	会議傍聴人規則	昭和47年5月15日	精神に異常があると認められる者

注1 都道府県市区町村の公式メディア例規集(https://uub.jp/opm/ml_reikishu.html)により検索

注2 ◎:議会傍聴規則等 ◇:教育委員会傍聴人規則等 △:公平委員会傍聴人規則等 ●:保育所設置条例等 *:各種公共施設利用規則等 ■:庁舎管理規則

【表 3】 精神障害者制限条項都道府県別経過表(2024年7月～2026年4月)

No.	都道府県名	2022年7月31日		追加2024.1.31		追加20260401		2026年4月30日	
		件数	順位	件数	順位	件数	順位	件数	順位
1	北海道	81	1	14	1			13	3
2	青森	5		3				3	
3	岩手	5		3				0	
4	宮城	11		7				5	
5	秋田	9		6				0	
6	山形	16	5	13	2			4	
7	福島	41	2	13	2	1		10	4
8	茨城	17	4	10	4			1	
9	栃木	5		3				3	
10	群馬	5		4				0	
11	埼玉	7		4		1		3	
12	千葉	6		5		1		3	
13	東京	10		6		3	1	15	1
14	神奈川	2		0				0	
15	新潟	2		2				1	
16	富山	6		3				2	
17	石川	1		0				0	
18	福井	4		2				0	
19	山梨	15		0				3	
20	長野	21	3	6				5	
21	岐阜	5		1				1	
22	静岡	2		0				0	
23	愛知	13		0				0	
24	三重	7		0				1	
25	滋賀	11		2		3	1	15	1
26	京都	9		0				1	
27	大阪	0		1				0	
28	兵庫	9		2				4	
29	奈良	18	3	2		2	3	7	5
30	和歌山	7		0				0	
31	鳥取	6		0				0	
32	島根	5		3				4	
33	岡山	2		1				0	
34	広島	0		0				0	
35	山口	0		0				0	
36	徳島	3		0				0	
37	香川	5		0				1	
38	愛媛	7		3		1		3	
39	高知	15		0		1		4	
40	福岡	14		7	5			3	
41	佐賀	1		1				0	
42	長崎	12		1				1	
43	熊本	12		2				0	
44	大分	1		1				0	
45	宮崎	6		5		1		1	
46	鹿児島	7		3		1		3	
47	沖縄	14		1				2	
計		460		140		15		122	